## 四日市市文化会館アーティストバンク設置要綱

## (よっかいちアーティストバンク)

#### (趣旨)

第 1 条 四日市市及び近郊に在住するアーティスト等の人材情報を集積し、公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団(以下、「財団」という。)が開催する小中学校へのアウト リーチ事業(学び舎音楽会)等の各種事業や市民及び市民団体へ情報を提供することに より、市民文化活動の支援及び文化振興に寄与することを目的に、四日市市文化会館ア ーティストバンク(よっかいちアーティストバンク)(以下「アーティストバンク」とい う。)を設置する。

## (事業)

- 第2条 アーティストバンクの事業は、次のとおりとする。
  - (1) アーティストバンクへの登録管理に関すること。
  - (2) アーティストバンクに関する情報提供に関すること。
  - (3) 四日市市内における公の施設への派遣、連携・調整に関すること。
  - (4) その他アーティストバンクの目的達成に必要と認められること。

### (登録要件)

- 第3条 アーティストバンクへ登録を希望するアーティスト(以下、「登録希望者」という。) は、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。
  - (1) 主に音楽活動を行う個人または団体(プロ・アマチュアを問わない)であること。
  - (2)公演場所まで自身の負担で行くことができること。
  - (3) 四日市市での公演・講座の開催に積極的であり、市民の要請に応えられること。
  - 2 登録希望者が、次の各号のいずれかに該当するときは、アーティストバンクへ登録 することができない。
  - (1) 18歳未満の者で、保護者の同意無しに登録するとき。
  - (2) 政治・宗教又は、営利活動を目的に登録するとき。
  - (3) 公序良俗に反する行為を目的に登録するとき。
  - (4) 青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為を目的に登録するとき。
  - (5) 暴力団及びこれに準じる団体が関わっていると認められるとき。
  - (6) その他、登録することが不適格と認められるとき。

## (登録申請)

第4条 登録希望者は、よっかいちアーティストバンク登録申請書(第1号様式。以下、「申請書」という。)のほか、演奏活動中の映像を記録した媒体及びメンバー写真(以下、「資

料」という。) を添付して財団に申請をしなければならない。なお、登録申請に係る費用 は、無料とする。

## (募集)

第5条 アーティストバンクの募集は年1回とする。なお、募集時期は、年度毎にWEB等で周知する。

## (審査)

第6条 財団は、提出された申請書と資料に基づき、審査を行うこととする。

#### (結果通知)

第7条 財団は、審査結果をすみやかに通知し、合格者には、本人の意思を確認後、アーティストバンクに登録し、登録された者(以下「登録者」という)に対して通知書を交付する。

## (登録期間)

第8条 登録期間は1年間とする。ただし、更新を妨げない。

## (登録情報の変更)

第9条 登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、よっかいちアーティストバンク登録変更申請書(第2号様式)に記入し、速やかに財団に届出るものとする。

#### (登録の抹消)

- 第10条 財団は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。なお登録者が抹消となった場合は、財団はすみやかに結果を通知するものとする。
- (1) 登録者から登録を取消す旨の申出があったとき。
- (2) 登録者が公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) アーティストバンクを利用して政治・宗教または営利目的の活動を行った時。
- (4) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (5) 財団が不適格と認めたとき。

### (情報提供)

第11条 財団は、必要に応じて市民の要望するイベント及び公演を実施する市民、もしくは市民の要望に応じてイベント及び公演を実施する主催者に対して、登録情報の提供を行うものとする。なお、情報提供後の出演に関わる報酬等の詳細については、事業主催

者と登録者間で決定することとし、財団はこれに関与しない。

(アーティストバンクの終了)

第12条 財団は、相応の理由があるときは、登録者の承諾無くアーティストバンクを終了することができる。

(個人情報の取扱いについて)

第13条 財団がアーティストバンクを通じて知り得た個人情報に関する取扱いは、公益 財団法人四日市市文化まちづくり財団個人情報保護規程に準ずるものとする。

(利用について)

第14条 アーティストバンクの利用については、別途利用規約を定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、アーティストバンクに必要な事項は、財団が別に 定める。

# 附則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。